

大学における意思決定の問題

大 谷 実



一

政府は五月二十四日の臨時閣議において「大学の運営に関する臨時措置法案」を決定し、同法案は、同夜、衆院に提出された。大学問題は、いよいよ、この法案の国会における審議をめぐって、新たな局面を迎えたといつてよからう。ところで、この法案に盛られている内容は、ほぼ、つぎのような論点を含むものと見られる。第一、学長の非常大権、第二、第一期自主休校、第二期自主休校、第三、臨時大学問題審議会の設置、第四、大学の職権閉鎖、第五、閉鎖期間中の休職および給与のカット、第六、奨学資金の支給ストップ、第七、大学の廃校、分解、改組措置などである。

この法案が、大学紛争をきっかけとして、大学の運営に対する政府の介入、ないし政府の大学支配を企てるものであることは、その成立の背景から見て、疑いなくところであろう。同時にこれによって、学生の正当な意思表示が、ほとんど全面的に「大学紛争」というあいまいな概念によって非合法化される危険を含むものといえよう。

二

う。そうである以上、大学紛争という現象に目を奪われず、問題の本質を自己の問題として全大学人は見きわめる必要があるう。

いま、ここで、さきに示した論点につき、逐一検討するつもりはない。ただ第一点として指摘した、学長の非常大権につき、大学の意思決定の現状と在り方に関連して検討してみたいと考える。学長に権限を集中する規定は、第三条および第六条である。第三条では、とくに第二項で、学長の指導性、および「当該大学の管理に属する施設、設備その他の財産が本来の目的に従って管理され及び保全されるように適切な措置を講じなければならない」として、施設管理についての義務規定を置き、機動隊導入等の施設保全措置を学長専権事項にすることを示唆している。他方、第六条においては、「迅速かつ適切」な決定ないし執行を要するばあい、副学長など学長を補佐する機関を設置し、さらに、ばあいによっては、学長みずから、これらの機関の審議を経ることなく、必要な措置を講ずること

とができるとしている。

このように大学の意思決定機関を、評議会から学長ないし学長直属機関に移行せよとすることは、大学の民主化に逆行するものであり、ひいては、教授会自治の原則に反するものである、という批判がむけられよう。それはたしかにそうである。だが、ことはそれほど単純ではないように思われる。いいかえれば、たんに反対だけしていても、問題の解決には何の役にもたないということである。

というのは、これまでの大学運営が、きわめて問題を含んだものであるからに他ならない。まず、教授会の現状が問題となろう。教授会の議論が無意味なものであり、実質的審議がほとんどなされず、討論にもとずく最終的意思決定がなされていないことについて、多くの教師が嘆いている。最近はやりの「形骸化」という言葉がピタリと当てはまるといってよい。このことは国立大学はもとよりのこと、講座制を採らない私立大学においても例外ではなからう。このように教授会が、その本来の機能を果たしえなくなった原因としては、その構成員の資質にかかわる問題もあらうが、客観的には、ほぼ、つぎのようなものをあげることができよう。その第一は、これまでの大学教師が研究者としての側面を強調され過ぎたために、新制大学における教育的側面に対応しえなくなっていることがあげられる。したがって、カリキュラム問題、一般教育課程のあり方などになると完全にお手あげになってしまふのである。第二に、大学の規模が急速に拡大されたこと、社会の変動によって大学の質的転換が要請されてきたために、教授会の審議事項が、大学行政にまで

及んできた。これに対して、一般的に自己閉鎖的な傾向をもつ大学教師は、こうした問題に対応できないか、あるいは、これから眼をそらすことが教師としての態度であるかのような錯覚を持ってきたことがあげられよう。第三に、教授会におけるセクト間の対立がこの傾向を助長している。

こうした原因が相まって、教授会が学部の最高意思決定機関としての機能を果たしえないのが現状であらう。この教授会を背景とした評議会が、大学の意思決定機関として、さらに厄介なものとなることは、容易に想像できる。学部の代表者は、教授会の意思を尊重するという建前のもとに、評議会との間を右往左往することになるのである。こうして、学長は、非常に苦しい立場に追いこまれる。

三

以上に述べたことが、それぞれの教授会、評議会にすべて当てはまるというわけではない。しかし、全般的に見て、このような傾向が見られることは否定できない。それは、これまでのいわゆる「紛争校」がとってきた態度を見ても理解されるところである。「学者馬鹿」「学ぬけ」と世間からののしられているのも、こうした点があるからであらう。

さて、今日のように異常なまでにスピーディに展開される社会、歴史的にいかなる時代として命名してよいかわからないような社会に、大学が従来のような姿で存在しえないのは確かである。そうして、いわゆる「紛争」が生じているといたないとかかわりなく、新しい時代にふさわしい大学の建設は、まさに急務のこととい

ってよい。「迅速かつ適切」な決定と執行は（同案第六条）、なにも、「紛争校」にのみ要求されているわけではないのである。

では、そのために、今回の法案が採用したような一部中枢機関への権限の集中化によって、現在の焦眉の課題が解決しうるのであるうか。

いま、それが非民主的であり、反動的立法であることは、ひとまず論外とし、かりに政府原案どおりに行なわれたとして、大学運営の改善がなされるであろうか。学長が長期的展望に立ち、個々の改善を指示したとしても、研究、教育の問題が、けっきょく大学管理・運営の究極的課題である以上、最終的には、教授会の同意を得なければ、なにひとつとして実現されないであろう。もし、その実現を確保しようとするのであれば、上命下服関係を制度として導入し、それに反するものに制裁を加えるしか方法がない。現に、本法案の減給措置は、一種の制裁であろう。そうだとすると、もはや、大学における研究、教授の自由は、完全に破壊されることになる。では、当面、大学運営について、どのような解決策が考えられるであろうか。

従来の管理・運営方式が、制度として決定的な欠陥をもつものとは考えられない。したがって、全教職員が旧来の大学のイメージを捨て、責任をもって改善に当たるならば、現在の制度の中で、十分目的は達成するはずである。しかし他方、マス・プロ化した大学機構の中で、大学教師の意思が十分に反映されず、そのために、教授会のメンバーの責任観が稀薄にならざるをえない側面があることもたしかである。けっきょく、大学教師という、いわば個人単位の

職務の性質上、ますます大学の行政機構から離脱してゆく結果を招く。このようなファクターを考慮してみると、大学における研究、教授の自由を確保しながら、他方、現代にマッチした大学の建設を迅速に実現し、学生に対して責任ある行動をとるためには、大学の行政機構を小単位に分解することが望まれる。というのは、現在の機構の中では、教授会の構成員の責任体制が確立されていないために、無責任な行動が平然と行なわれる可能性があるからである。教授会で実質的討議がなされず、いい加減なところで意思決定をなし、その責任は学部長が負わざるをえない。同じことは、このような無責任体制を背景とした評議会にもあてはまることである。それが学長ないし代行の目まぐるしい辞任の繰り返しとなって現われてくる。

最近、いわゆる有名教授の退職が目立ってきた。それらの多くの人達は、大学の意思決定に不満であることが、その退職の理由だと述べている。これは、きわめて理不尽な三下り半だといつてよからう。彼らが、真に学問研究とその教授を自己の使命と感じているのならば、組織の中で、問題の解決に全力を傾むけるべきである。そうして、その結果、かりに自己の見解と違う結論が出ても、それに服するのが当然の義務ではないか。それを世論に便乗して、一方的理由のもとに退職を表明するのは、文化人と自称することに矛盾するであろう。ほんらい、彼らは、これまでの大学教授という肩書が欲しかったのである。そうして、教授という職業が地に落ちた現在、その権威を利用する必要がなくなっただけにすぎない。それが本音であるはずなのに、退職の弁を、さも大学を告発するかのよう

に述べたてる人達に対しては、もう何もうことは無い。大学を去ればよいのである。

しかし、大学になお職を置きながら、組織の一員として、明らかに大学の意思決定に反する行動をとることは、道義的非難はともかく、今日の大学の意思決定の形式上、やむをえない面があることは否定できない。問題が、それぞれ責任を持たざるをえないような状況で討議され、そのうえで得られた結論ならば別として、そうでない形での結論には、真剣になればなるだけ、抵抗しなくなっても止むをえない。もっとも、だから分派行動が許されるという性質のものではなく、いかにすれば、何人も大学の意思決定に服しうるかという問題を制度として考えるべきであろう。

四

わたくし自身、それに対しての提案があるわけではない。また、各種の学生との大衆会見を通じて、教師各自の発言が、好むと好まざるにかかわらず、責任を問われる形に進みつつある。その意味で教授および教授会の自己閉鎖性は、徐々にではあるが崩れつつあるといつてよい。したがって、教授会の改善も、今後大いに進むであろう。しかしわたくしは、さきに述べたような理由から、大学の意思を決定する面からも、また、その意思を伝達し、執行する面からも、不合理な要因が多すぎると考える。

その一つの対応策として、学部を可能なかぎり単科大学化し、行政単位を縮小することが考えられる。そうすることによって、少しでも、マス・プロ教育の弊害を是正する必要がある。同時に、教

授会が、直接に責任をとるという体制が、少しでも確立しうるものと考ええる。もっとも、現在の大学教育が、学部単位の専門教育に馴染まず、むしろ、学部という枠をはずす方向に行くべきだという提案がなされ、したがって、単科大学化の方向は逆行だという批判がないではない。しかし、その点は、けっきょく学生の科目選択の問題なのであって、これに限定して考慮すれば解決されるはずである。要は、どうすれば、責任ある体制のもとに、きめ細かな研究・教育、福利厚生施策を講じうるかにあるといえよう。

△一九六九・五月三十一日▽（法学部助教授 大谷 実）

△追記▽

本文中に引用されている法案は、その後国会で可決された。しかし、それによって、わたくしの見解を変更する必要がないので、やや色あせた感があるが、訂正しないでおく。

